

島根県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成20年3月

島根県

目次

1	計画策定の趣旨及び基本的事項	3
1.1	計画策定の趣旨	3
1.2	基本的事項	3
1.2.1	計画の対象	3
1.2.2	計画期間	3
2	PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	3
2.1	PCB廃棄物の保管量及び使用製品の使用量	3
2.2	PCB廃棄物の発生量と処分量の見込み	4
3	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保	5
3.1	PCB廃棄物の処理	5
3.1.1	日本環境安全事業株式会社による処理	5
3.1.2	電力会社による処理	6
3.1.3	低濃度PCB混入廃重電機器等の処理	6
3.2	処理スケジュール	6
3.2.1	高圧トランス等及び廃PCB等	6
3.2.2	その他のPCB廃棄物	7
3.3	収集運搬体制	7
3.3.1	安全な収集運搬の確保	7
3.3.2	日本環境安全事業株式会社北九州事業所への運搬	7
3.3.3	緊急時の連絡体制	8
4	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	8
4.1	県の役割	8
4.1.1	監視・指導	8
4.1.2	中小企業者の負担軽減のための支援	9
4.1.3	情報の提供	9
4.2	事業者の役割	10
4.3	収集運搬業者の役割	10
4.4	日本環境安全事業株式会社の役割	10

1 計画策定の趣旨及び基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）が制定され、平成28年7月までの処理が義務付けられた。また、同法6条に基づき、国は、平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を定めている。

本計画は、同法第7条に基づき、基本計画に即して、島根県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定める。

1.2 基本的事項

1.2.1 計画の対象

島根県内の特別措置法第2条第1項に規定するPCB廃棄物とする。

1.2.2 計画期間

平成20年4月から平成28年7月までとする。

2 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

2.1 PCB廃棄物の保管量及び使用製品の使用量

島根県内で保管されているPCB廃棄物の保管量及びPCBを含む機器の使用量は、表-1のとおりである。

表-1 PCB廃棄物の保管量及び使用機器の使用量

（平成18年3月31日現在）

種類	保管量		使用量	
	事業所数	数量	事業所数	数量
高圧トランス	20	41台	2	6台
高圧コンデンサ	253	697台	62	114台
低圧トランス	3	5台	0	0台
低圧コンデンサ	19	5,079台	4	395台
		38,900kg		
柱上トランス	0	0台	1	36,000台
安定器	73	8,121個	8	214個
		1,000L		
廃PCB	0	0kg	0	0kg
PCBを含む廃油	11	1,324.4kg	0	0kg

		2,243L		
感圧複写紙	1	707kg	0	0kg
ウエス	12	532.2kg	0	0kg
汚泥	1	308.6kg	0	0kg
その他の機器等	31	123 台	13	22 台
		59.4kg		
その他	8	29 台	0	0 台
		11,039kg		
		360L		

(注) 保管量及び使用量は、特別措置法第8条に基づく届出から集計した。また、保管事業所と使用事業所は重複するものがある。

2.2 PCB廃棄物の発生量と処分量の見込み

現在使用中のPCB使用製品は、特別措置法に定める処理期限までに順次使用が中止され、計画期間内にPCB廃棄物として新たに発生することが見込まれる。

したがって、現在保管中のPCB廃棄物量に使用量を加えたものを処分量として見込むものとする。PCB廃棄物の種類ごとの保管量、発生量及び処分見込量は表-2のとおりである。

表-2 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分見込量

種類	保管量(A)	発生量(B)	処分見込量(A+B)
高圧トランス	41 台	6 台	47 台
高圧コンデンサ	697 台	114 台	811 台
低圧トランス	5 台	0 台	5 台
低圧コンデンサ	5,079 台	395 台	5,474 台
	38,900kg	0kg	38,900kg
柱上トランス	0 台	36,000 台	36,000 台
安定器	8,121 個	214 個	8,335 個
	1,000L		1,000L
廃PCB	0kg	0kg	0kg
PCBを含む油	1,324.4kg	0kg	1,324.4kg
	2,243L		2,243L
感圧複写紙	707kg	0kg	707kg
ウエス	532.2kg	0kg	532.2kg
汚泥	308.6kg	0kg	308.6kg

その他の機器等	123 台	22 台	145 台
	59.4kg		59.4kg
その他	29 台	0 台	29 台
	11,039kg		11,039kg
	360L		360L

3 P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

3.1 P C B 廃棄物の処理

3.1.1 日本環境安全事業株式会社による処理

島根県内の P C B 廃棄物は、日本環境安全事業株式会社が全国 5 カ所に整備する拠点的広域処理施設のうち北九州処理施設において処理する。北九州処理施設の概要は表 - 3 のとおりである。

なお、P C B 廃棄物のうち低濃度の P C B に汚染された絶縁油を含むトランス等（以下「低濃度 P C B 混入廃重電機器等」という。）については、日本環境安全事業株式会社での処理対象外とする。

表 - 3 日本環境安全事業株式会社北九州 P C B 廃棄物処理施設の概要

施設名称	日本環境安全事業株式会社北九州 P C B 廃棄物処理施設
設置場所	福岡県北九州市若松区響町一丁目 6 2 番 2 4 号
対象地域	沖縄県・九州・中国・四国
処理対象	第 1 期工事：北九州市の区域等に存する高圧トランス等（注 1）及び廃 P C B 等（注 2） 第 2 期工事：第 1 期施設と合わせて、事業対象の全区域内の高圧トランス等、廃 P C B 等及び汚染物等
処理能力	高圧トランス等及び廃 P C B 等：1.5 トン/日（P C B 分解量） 汚染物等（注 3）：10.4 トン/日（汚染物等量）
処理開始	平成 1 6 年 1 2 月
処理完了	平成 2 7 年 3 月（予定）
事業完了	平成 2 8 年 3 月（予定）

（注 1）P C B を使用した高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと同程度の大型電気機器（低圧トランス、低圧コンデンサ、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器及び整流器等のうち高圧トランス及び高圧コンデンサと同程度の大型のもの）をいう（10kg 未満のものを除く）。

（注 2）廃 P C B 及び P C B を含む廃油。

（注 3）高圧トランス等及び廃 P C B 等以外の P C B 廃棄物。具体的は、低圧トランス、低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器等の小型の電気機器が廃

棄物となったもの及び感圧複写紙、ウエス、汚泥等のPCB廃棄物。ただし、低濃度PCB混入廃重電機器等を除く。

3.1.2 電力会社による処理

中国電力株式会社は、保有するPCBを使用した高圧トランス等の絶縁油及び微量のPCBが混入している柱上トランスを、同社が広島県内に設置する処理施設において、計画期間内に自ら処理するものとする。

中国電力株式会社が設置する処理施設の概要は表 - 4 のとおりである。

表 - 4 中国電力株式会社の処理施設の概要

施設名称	絶縁油リサイクルセンター	柱上変圧器リサイクルセンター
設置場所	広島市南区宇品東四丁目2番1号	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜四丁目
処理方法	脱塩素化分解法（SPプロセス法）	真空加熱分離法
処理能力	PCB 使用絶縁油：約0.2kl/日 PCB 微量混入絶縁油：約25.2kl/日	柱上トランスの容器：31t/日
運転開始	平成18年11月	平成19年5月

3.1.3 低濃度PCB混入廃重電機器等の処理

電力会社が処理する一部の機器を除き、現在、国において処理体制の検討が行われており、今後、国の検討状況を踏まえて決定する。

従って、保管事業者は引き続き適正に保管するものとする。

3.2 処理スケジュール

日本環境安全事業株式会社北九州処理施設での処理については、北九州市、処理対象地域の17県及び日本環境安全事業株式会社で構成する北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域調整協議会（以下「広域調整協議会」という。）における搬入時期の調整に基づき、次のとおりとする。

なお、低濃度PCB混入廃重電機器等については、国の処理体制の検討状況を踏まえて、今後決定する。

3.2.1 高圧トランス等及び廃PCB等

島根県内に保管されている高圧トランス等及び廃PCBの具体的な重点搬入期間は表 - 5 のとおりである。

なお、対象となる機器を30台以上保管している事業場（多量保管事業場）については、この期間に関わらず平成20年度から処理を開始する。

表 - 5 島根県内の高圧トランス等及び廃P C B等の重点搬入期間

	搬入期間	
	少量保管事業者	第1回重点搬入期間
第2回重点搬入期間		平成23年7, 9月
第3回重点搬入期間		平成25年3月
第4回重点搬入期間		平成26年7, 9月
多量保管事業者	平成20年4月から平成27年3月	

年度		20	21	22	23	24	25	26	27
施設									
島根県	少量保管事業者		↔		↔		↔		↔
	多量保管事業者	←—————→							

3.2.2 その他のP C B廃棄物

高圧トランス等(注1)及び廃P C B等(注2)以外の汚染物等(注3)については、現在建設中の第2期施設において処理が行われる予定であり、具体的な処理時期は、今後、広域調整協議会において調整を行う。

3.3 収集運搬体制

3.3.1 安全な収集運搬の確保

県は、P C B廃棄物の収集運搬を行う者に対して、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の遵守を指導し、収集運搬の安全性の確保を図る。

また、収集運搬時の漏えいを防止するため保管事業者に対し立入検査を実施し、保管状態の把握に努め、適正な指導を行う。

3.3.2 日本環境安全事業株式会社北九州事業所への運搬

安全かつ効率的な運搬を行うため、日本環境安全事業株式会社北九州事業所へP C B廃棄物の運搬を行う者は、以下に留意するものとする。

- (1) 北九州事業所の受入基準を遵守すること。
- (2) 北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定められた運行条件を遵守すること。
- (3) 収集運搬経路は、以下によること。

ア)トラックによる運搬

高速道路、国道等の幹線道路を運行することを基本とし、幹線道路選択に当たっては、より高規格な道路を優先する。積み込み地が幹線道路に面していない場合は、合理的な経路を経て速やかに幹線

道路に入る。

イ) 鉄道による運搬

貨物列車の積み込み及び貨物列車からの荷下ろしは、鉄道運送事業者が、PCB廃棄物の収集運搬業許可を受けた自治体内の貨物取扱駅で行うこととし、北九州市内の可荷下ろし駅は北九州貨物ターミナル駅とする。

ウ) 船舶による運送

定期航路を利用すること。

3.3.3 緊急時の連絡体制

収集運搬時の事故等に備え、県、市町村、警察及び消防等の関係機関、保管事業者及び収集運搬業者等が連携し、迅速かつ適切な対応が取れるよう、緊急連絡体制を整備する。

なお、日本環境安全事業株式会社北九州事業所へ搬入する場合の緊急時連絡体制は図 - 1 のとおりとする。

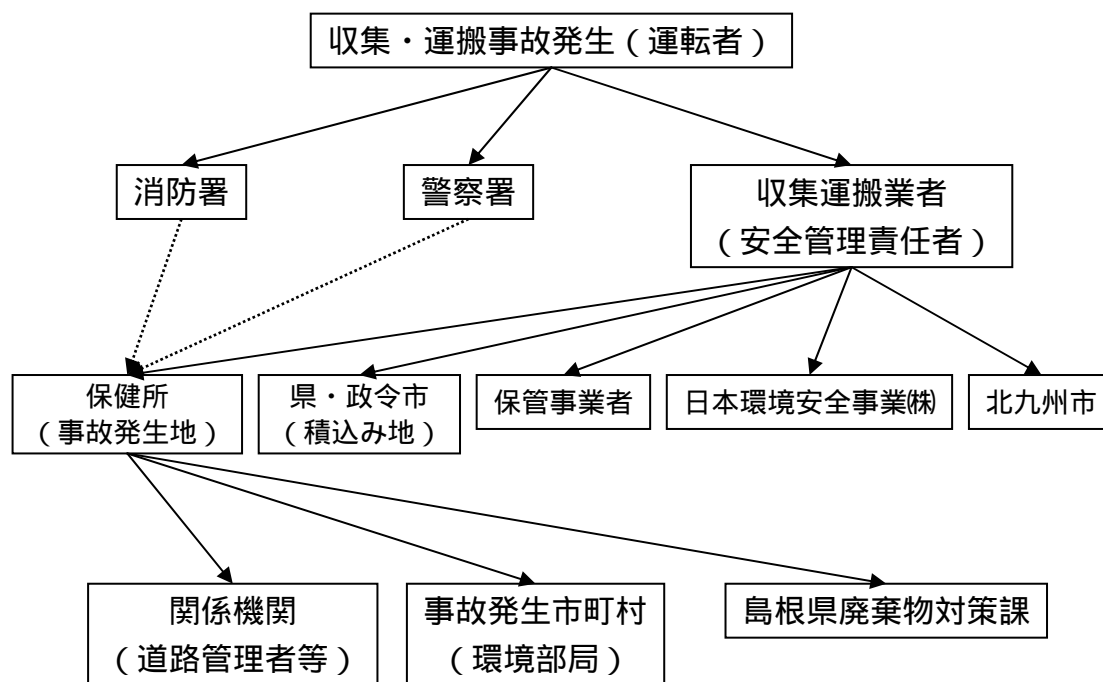


図 - 1 緊急時連絡体制

4 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

4.1 県の役割

4.1.1 監視・指導

PCB廃棄物の長期保管によって、不適正な管理や紛失等の問題が生じることが懸念される。このため、県は、保管事業者に対し、期間内の計画的な処分を働きかけ、併せて処分が完了するまでの間の保管等の届

出や廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守などについて周知を図る。また、計画的な立入検査を実施して、P C B 廃棄物の保管状態についての確に把握するなど、指導等の徹底を図る。

一方、現在、P C B 使用機器を使用している事業者に対しては、早期かつ計画的な使用停止、日本環境安全事業株式会社北九州事業を利用した計画期間内の処理について啓発に努める。

4. 1. 2 中小企業者の負担軽減のための支援

P C B 廃棄物のうち、高圧トランス、高圧コンデンサはその処理費用が高額となることから、費用負担能力が小さい中小事業者に対する負担軽減を図るため、国及び都道府県が協調してP C B 廃棄物処理基金を造成した。県も、この基金に対して拠出するとともに、中小企業者へこの基金を利用した負担軽減制度の周知を図り、P C B 廃棄物の処理の促進に資する。

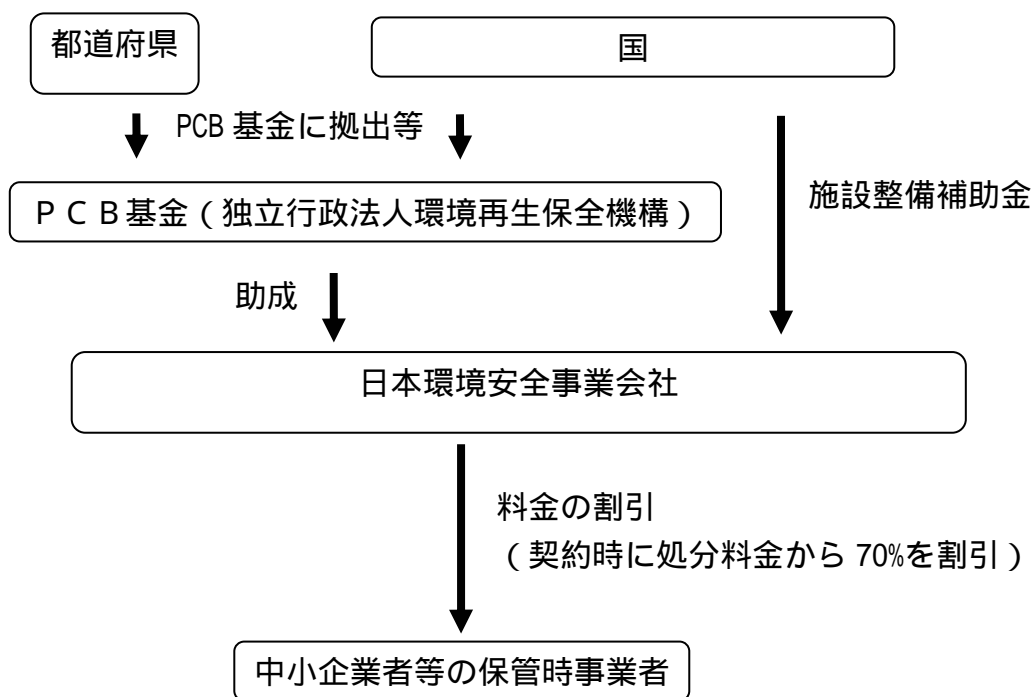


図 - 2 支援のスキーム

4. 1. 3 情報の提供

P C B 廃棄物の処理を確実に円滑に進めていくためには、広く県民や事業者等の理解と協力を得ることが重要である。県は、県内におけるP C B 廃棄物の保管事業者及びその保管状況に関する情報、P C B 廃棄物処理計画に関する情報、収集運搬に関する情報等を容易に入手できる

よう、情報の公開、提供に努める。

4.2 事業者の役割

保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において、特別措置法に基づき定められた処分の期限である平成28年7月までの間に、自ら又は日本環境安全事業株式会社に委託して、適正に処理するとともに、同法の規定により、保管及び処分の状況を毎年度知事に届出なければならない。

具体的には、そのPCB廃棄物が処理されるまでの間、県の指導及び助言に従い、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるとともに、紛失したり、PCB廃棄物でないものとして処分することのないよう適正に保管しなければならない。

また、処理にあたっては、漏えいのおそれその他の保管状況に応じて、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、北九州事業での処理計画期間内に確実に処分されるよう重点搬入期間を考慮し、日本環境安全事業株式会社に委託する時期を決定するものとする。

一方、現在、PCB使用機器を使用している事業者は、計画的に使用機器を廃止し、計画期間内に適正に処理するものとする。

4.3 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特別措置法等の関係法令、国のガイドライン、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定める運行条件、日本環境安全事業株式会社北九州事業所の定める受入基準等を遵守して、安全な収集運搬を行うものとする。

また、収集運搬における事故等の緊急時においては、速やかに関係機関に通報するとともに、PCB廃棄物の流出・拡散防止等の応急措置を講じなければならない。

4.4 日本環境安全事業株式会社の役割

日本環境安全事業株式会社は、PCB廃棄物処理の事業主体として、島根県に存するPCB廃棄物を安全かつ確実に処理するとともに、PCBの処理に関する安全対策、環境保全対策などの情報の公開に努めるものとする。